

日本病理学会認定施設

病理専門医研修指導責任者各位

(こちらは日本病理学会事務局より認定施設 ML へ BCC にてお送りしております)

一般社団法人 日本病理学会
将来構想検討委員会

今回、病理組織・細胞診の「報告書の名称」に関して実態調査を行いたいと存じます。

平成元年、「病理診断は医行為であると考えがいかがか」との疑義が、日本病理学会
町並陸生 元理事長より厚生省に提出されました。この疑義照会に対して厚生省健康政策局
医事課長名で「貴見の通りである」との解釈がなされました(医事第90号平成元年12月28日)。

以来、病理診断は「医行為」として位置づけられ、平成20年には標榜診療科の1つとして認可、
さらに診療報酬上も「第3部検査 第2節病理学的検査」から「第13部 病理診断」として、
「検査」とは別扱いになっております。

保険医療機関内での病理診断には「病理診断料」が算定され、400点の請求が可能となっておりますが、
その一方で、衛生検査所に「病理検査」を委託した場合には、病理判断料150点のみが委託元の病院で
算定可能であり、「診断料」の算定はできません。

今回は、皆様の保険医療機関内で行われている結果報告書に関して下記枠内のアンケートにお答え
くださいますようお願い申し上げます。回答はこのメールにご記入の上、ご返信下さい。

締め切りは11月15日といたします。

ご多忙中のところ大変に恐縮ですが、ご協力の程、何卒よろしくようお願い申し上げます。

<質問>

貴院の病理組織・細胞診の「結果報告書」は以下のいずれの名称になっておりますか。①②についてお答えく
ださい。

該当する()に○をつけてください。

① 組織に関して : ()病理組織診断報告書, ()病理組織検査報告書, ()その他()

② 細胞診に関して:()病理細胞診断報告書, ()病理細胞検査報告書, ()その他()

●施設名 :

●回答者名 :

●電話番号 :

◆◆

(代) 一般社団法人日本病理学会事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-2-5 聖堂前ビル7階

TEL : 03-6206-9070 FAX : 03-6206-9077

E-mail : jsp-admin@umin.ac.jp HP : <http://pathology.or.jp/>

郵便振替口座 : 00130-4-32817 社団法人 日本病理学会

※2012年7月に事務局を移転いたしました

◆◆